

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 増田 誠宏

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 掛田 勝彦

経理責任者氏名 増田 誠宏

期 間	令和 4 年 8 月 1 8 日（木）～令和 4 年 8 月 1 9 日（金）
用 務 先	全国市町村国際文化研修所 滋賀県大津市唐崎 2 - 1 3 - 1
用 務	令和 4 年度市町村議会議員研修 自治体予算を考える
概要及び所見 （目的、参考 にすべき事 項、提言、活用 策等）	<p>講師 武庫川女子大学 金崎健太郎 教授</p> <p>1 日目 （ねらい）何をもって財政が厳しいというのか、公会計をどうやって使うのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の意義 <p>企業においては収入増・支出減良いことであり、予算は目安、決算がメインである。自治体では企業の予算と意味合いが違う。予算により仕事の内容を決め、行政サービスそのものを決めている。会計年度は独立しており、各会計年度の歳出はその年度の歳入を充当している。総計予算主義であり収入支出を全て計上、予算を通じて議会が首長をコントロールする。単なる見積もりでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算のルール <p>会計年度独立の原則があり、例外として継続費の通次繰越、繰越明許費がある。繰越明許費一回のみ、さらに繰り越した場合は事故繰越となる。繰上充用は地方自治法上認められているが、これは最後の手段であり、これを使う状態になると大変な財政状況である。総計予算主義の原則は非常に重要な原則であり、予算執行上の責任を明確化させている。例外として一時借入金や歳計剰余金を基金に積む場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算公開の原則 <p>予算の要領の公表、財政事情の公表(法 243 の 3①)により、わかりやすい公表をして</p>

いる自治体もある。差があるところであり工夫のしどころである。住民向け予算の公表例として、家計に例える事例がある。

・予算の編成から成立執行まで

予算は半年かけて全組織挙げて作られる。予算の調整権は長のみ、議会議員には提案権はない。長専属の理由として議会が予算を出しても、執行権は長なので、やりたくない事業を責任もってやることはできない。また、議会の修正にも限度がある。

・予算の提案と議決

予算の議会への提案は長の専属。会計年度が始まるまえに議会で議決されなければならない。

・執行部内の予算編成の流れ

夏の間に来年度に向けて考えていることがあり、地域要望は夏の間が良い。

・議会における予算審議

予算の修正、発案権の侵害はどうか。解釈は人によって違う、最終的には裁判で決着する。

・予算案のチェックポイント

まずは予算規模、一般財源がどれだけあるか。

・歳入のチェックポイント

予算編成段階、予算執行段階とある。自主財源や一般財源の大小が健全性を表しているものではない。

・歳入のチェックポイント

市町村民税の基幹税目は固定資産税・市町村民税であり、法人関係税は都市部への偏在と景気変動が大きい。地方交付税は地方自治体の共有財源である。

・地方交付税

測定単位(人口)、単位費用(毎年変わる)、補正係数(広い狭いなど)で決まる。基準財政需要額は毎年変わる。

・地方債

地方債は何かを作る時、世代間不公平解消のため発行するのが基本ルールである。臨時財政対策債は例外。

法定率分が回復すれば、自治体に返す見込みだったが、回復せず現在も続いている。

・歳出のチェック

目的別と性質別に分析する。義務的経費が大きいほど他のことに使うお金がなくなる。繰出金について、地方公営企業は独立採算が原則である。繰出基準があり独立採算が原則であるが、基本原則に反するが下水道の雨水の部分など基準内で繰出を認められている。ルールはあくまで基準であり、基準外繰出もあながち悪いものではない、他のサービスを削って病院に繰り出すなど、政策判断としては良い。しかしながら、身の丈のくり出しになっているか、繰出に対して議論しているのか、などチェックする必要がある。

2 日目

・意見交換会の発表

4 人での意見交換した概要を発表。地方交付税不交付団体もあれば、平成の大合併による団体や過疎指定を受けている団体もあり財政状況が様々であった。

・決算について

どうやって財政の健全性を見ていくのか、不納欠損は市民の財産を侵すものであり慎重対応が必要。

・財政を診断する

地方財政の中で線はひいてない。財政再建団体など以外であるが他の自治体の財政は健全なのか。健全の色分け手法はないので、他の自治体と比べる。比較のための指標はあり決算から作る。予算は個性があるので比べられない。全国集計もしていない。決算は全国集計をしており公開もしている。指標によって何がわかるか、比較できるようになっており総合的に判断する。

実質収支は大きな指標でない、最終補正で調整される。

実質収支比率は3から5%が望ましい。最終調整が望ましい。最終補正のやり方次第であり、将来にあまり影響しない。

実質単年度収支の赤字が継続した場合は次第に財政が危険水域になる。

財政力指数は財政面での豊かさの程度である。自前で稼ぐ力が多いと留保財源が多く財源に余裕が出る。余分な収入があっても余分に支出していたら財政面では厳しい。

經常収支比率が高いとお金の余裕がなくなっている。以前は70%程度を目標にしていたが、医療費助成や扶助費大きくなってきているためなどにより、数値が大きくなっている。

健全化判断比率

夕張市は一時借入金で対応していたため、決算では見えていなかった。闇起債であり計算をしないおすと破綻状態であった。

将来負担比率

第3セクターの負債に係る負担見込み額など、リスクを全部足している。この基準により大きく箱物を立てていくのは少なくなっている。

健全化基準以上の公営企業会計 9 会計、資金不足額のある公営企業会計 49 会計ある。下水事業は投資が大きく人口減で地方債が返せない、料金が上げられない状況である。今年予算をもって将来大丈夫か、予算の議論をしていく必要がある。

・地方公会計の活用

自治体は資産がどのくらいあるのか、東京都は自動的に仕分けしている。自治体の持っている資産とは、道路、川の法面、溜池など。持っている資産にしていかなければならない。道路と同じ地価で評価するのが正しいのか。

課題としては地方公会計で何を議論していくのか、何に使っていくのか。どうい

議論に活かしていくのかであり、順序が逆となっている。住民に対する説明責任を充実させるだけでは勿体無い、何らかで使っていくのが必要である。一番役に立つのは苦勞して作った資産台帳であり、どのくらいで建設し修繕しているのか公共施設の管理に活かしていく必要がある。

地方公会計と公共施設の適正管理の連携については、公共施設等総合管理計画の不断の見直しを行わないと、維持費が毎年毎年増えて経常収支比率を上げていく。

・事務事業評価に議員も行政に入っている自治体もある。資料がなくてなら聞くしかなく、決算書ではわからないチェックポイントである。

【所見】

予算の歳入歳出のチェックポイントに関心があり、どこに着目すれば良いか知りたかった。その中で歳出のチェックについて「目的別と性質別に分析」について、着目して行きたいと思う。また、地方交付税の算定方法や臨時財政対策債の仕組みについて、理解することができた。

地方公会計については本市の場合、作業の大変さもあり出来上がる時期が遅く、決算認定終了後しばらく経った後のため過去のこととなり、中々活用できていない現状がある。議会としても一般質問など何らかの場で地方会計について活用し、執行部に問いただしていく必要があると考える。